

平成27年12月15日

第4回 特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会検討事項に対する意見

非営利活動法人京都消費者ネットワーク
副理事長 野々山 宏

平成27年12月15日開催の第4回特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会に、所用のために欠席します。

同専門調査会で検討される検討事項（14）及び（15）についての意見を書面で提出いたします。

1 検討事項(14)「特保制度の在り方は、機能性表示食品のみならず健康食品全般のなかの位置づけとして検討すべきではないか。」について

（1）特保制度は、その制度だけ独立して存在するものではなく、国民の健康増進などのための他の制度やいわゆる健康食品の在り方と関連しながら役割を果たすものです。したがって、特保制度の在り方は、機能性表示食品のみならず健康食品全般のなかの位置づけとして検討すべきです。

（2）制度から外れているいわゆる健康食品については、これまでの議論の中で指摘されているように、安全性の確保や誤解を招く表示・広告など多くの問題点があります。これらを厳しく規制するルールを確立し、違反者に対する執行を十分行う必要があります。これなくして、特保制度の優位性は保てません。

（3）また、新しくスタートした機能性表示食品制度との関係は特に重要であり、以下のような問題点が機能性表示食品制度にはあります。この問題点をどう解決していくかによっても、特保制度の在り方は大きく変わってくると考えられ、機能性表示食品制度同制度の評価の議論も不可欠です。

【機能性表示食品制度の問題点】

- ① 機能性表示食品制度の安全性に関し、事業者には安全性及び品質確保の体制並びに危害情報公表の体制の整備を義務付ける必要があります。
- ② 生鮮食品については、基本的には生産者によって機能性が変わるものではなく、品質のばらつきも予想され、機能性表示食品の対象から外すべきです。
- ③ 機能性表示食品制度について、届出制となっていますが、安全性及び機

能性が企業の申告によるものであって、その確保が十分に担保されていません。国の安全性及び機能性に対する監督機能を確保するため、登録制度とし、安全性及び機能性の要件を満たさないことが明らかになった場合には、国による登録の取消しが可能な制度とすべきです。

- ④ 機能性表示食品制度は、食品表示法の規定に基づく食品表示基準の中に位置付けられています。しかし、食品表示基準は食品の販売における表示の仕方について定めたものであり、あくまでも表示についての規範であるため、この基準自体に、事業者に対する安全体制整備等の表示と直接には関わりのない義務を明記することには限界があると思われます。法律に直接の根拠を置くものとし、①③の内容を法文に明記すべきです。

2 (15)「特保の規格基準型の適用範囲を拡大できるか。拡大できる場合、範囲決定はどのように決定されるのが望ましいか。」

特保制度において、安全性や機能性・有用性の確認が十分にとれるのであれば、審査手続が簡素化されることは望ましいことと考えます。規格基準型の適用範囲を拡大させることは、安全性や機能性・有用性の確認が十分にとれるのであれば、その一つの方策だとは思いますが。ただし、消費者委員会の報告でも指摘しているように、どのように有効性・安全性が担保されるかは慎重に判断される必要があります。